



【公共職業訓練】

鶴岡会場 3か月コース

訓練コード：3K038S05
訓練番号：5-03-06-127-03-0059

OAシステム科

企業で**即戦力**として働くための**スキルアップ**を全力サポートいたします！！

★パソコンの基本スキル・知識の習得 (Word・Excel・PowerPoint)

★データベースやWEB活用の基礎から業務における活用法を習得！

★充実した就職支援で就職を全力バックアップ！

**受講生
募集!!**



取得可能資格：日商PC検定3級(文書作成・データ活用・プレゼン資料作成) ※任意受験

訓練期間	令和3年7月20日(火)～令和3年10月19日(火) 時間：9：20～16：00 ※土・日・祝日を除く毎日
訓練会場	PC・Kanbany訓練校 第2教室 鶴岡市大塚町26-13 鶴岡高等職業訓練校内2階 (裏面参照)
訓練対象者	公共職業安定所に求職申込みを行っており、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦または支援指示を受けた方
受講料等	受講料は無料です。 ただし、テキスト代(¥13,200)と訓練生総合保険料(¥3,000)は個人負担となります。 また、資格取得の受験料については任意受験のため個人負担となります。
募集人数	15名 (応募者が10名未満の場合、中止になることがあります。)
選考会	日時：令和3年6月30日(水)13時30分～(時間厳守) 会場：山形県立産業技術短期大学校庄内校5階 (裏面参照) 内容：訓練内容の説明と簡単な適性検査を行います。 持ち物：筆記用具(鉛筆・ボールペン) ※マスクの着用を必ずお願いいたします。

申込締切日：令和3年6月24日(木)

【申込方法】 求職申込みをしている公共職業安定所窓口までご相談ください。

【相談・申込窓口】 鶴岡公共職業安定所 TEL：0235-25-2501
酒田公共職業安定所 TEL：0234-27-3111

◆訓練カリキュラム◆

《仕上がり像》業務遂行に必要なPC基本操作スキル及び基礎的な会計知識を習得するとともに、職場環境に適したヒューマンスキルを身に付けて、総合的業務作業を処理できるようになる。

【総訓練時間数：315H】

科目		科目の内容	時間数
学科	オリエンテーション	訓練内容・各種手続の説明 など	2 H
	安全衛生	VDT作業、安全衛生作業、環境整備、健康管理、労働基準法・労働安全衛生法の概要	3 H
	就職支援	応募書類の作成、面接の仕方、ビジネスマナー(接遇)、コミュニケーション など	5 4 H
	情報リテラシー	パソコンの仕組み、各種設定、周辺機器、インターネット、メール	9 H
実技	パソコン基本操作実習	OSの基本操作、マウス・キーボード操作、文字入力、ファイル・フォルダーの設定操作管理	1 6 H
	文書作成実習	文書作成、表の作成、文書の編集、図形の操作、データの差込印刷、長文操作 など	5 0 H
	表計算実習	表計算ソフト基本操作、データ・計算式・関数の入力編集、グラフ作成など	5 3 H
	データベース実習	データベースソフト基本操作、テーブル・クエリ・フォーム・レポート作成 など	4 8 H
	WEB活用実習	ホームページ作成とアップロード、オブジェクトハイパーリンクの設定 など	1 6 H
	プレゼン資料作成実習	スライドの設定と編集、書式の設定、図形・写真の挿入、プレゼンの実施 など	2 3 H
	総合演習	ビジネス業務に即した実践的操作、各種アプリケーションソフトの実践活用	4 1 H

◆選考会会場◆

山形県立産業技術短期大学校庄内校 5階

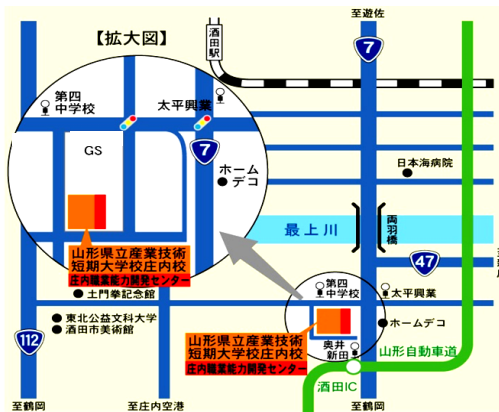
【住所】山形県酒田市京田 3丁目 57-4

TEL：0234-31-2700(庄内職業能力開発センター)

【駐車場】建物正面又は隣接の庄内職業能力開発センター正面をご利用ください。

【公共交通機関】

- ◎ J R 酒田駅から 庄内交通バス 鶴岡行
「太平興業前」バス停下車 徒歩約13分
庄内交通バス 湯野浜温泉行
「酒田四中前」バス停下車 徒歩約10分
- ◎ J R 鶴岡駅から 庄内交通バス 酒田行
「奥井新田口」バス停下車 徒歩約10分



◆訓練会場◆

PC・Kanbany訓練校 第2教室

【住所】山形県鶴岡市大塚町 26-13
鶴岡高等職業訓練校内 2階

【TEL】0235-64-0403

【担当】齋藤・佐藤

【駐車場】無料 (30台駐車可能)

【公共交通機関】鶴岡駅より市内循環バス

鶴岡養護学校前から徒歩5分



- * 雇用保険受給資格者で、公共職業安定所から「受講指示」を受けた方は、訓練期間中「基本手当・受講手当」が、また、該当者には「通所手当」も支給されます。
- * 雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受けられる場合があります。(訓練期間中、安心して訓練を受けていただくための制度です。詳しくは、各公共職業安定所窓口へお尋ねください。)